

工事積算基準等の運用

Ⅱ 土地改良事業等工事積算基準等の運用

土地改良事業等適用標準歩掛

(平成 17 年 9 月 29 日付け事調第 589 号農政部長通知) の一部改正

1. 適用年月日

	最新設計単価の対象工事	最新設計単価の対象外工事
積算基準日	令和 7 年 9 月 1 日以降	令和 7 年 9 月 1 日以降

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項 〔全般〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>労務単価の補正方法を示されたい。</p> </div> <p>1-1～2【省略】</p> <p>3 冬期屋外工事の労務歩掛補正</p> <p>冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。</p> <p>(1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、<u>工期が10月1日以降に始まり、当該年度の3月31日までである工事</u>で、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を越える屋外工事について補正の対象とする。</p> <p>ただし、下記工種等については適用しない。</p> <p>1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事</p> <p>2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生(ただし、コンクリート防寒仮囲い設置・撤去作業には適用する)、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事</p> <p>3) 交通誘導警備員</p> <p>(2)～(9)【省略】</p> <p>4【省略】</p>	<p>9 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項 〔全般〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>労務単価の補正方法を示されたい。</p> </div> <p>1-1～2【省略】</p> <p>3 冬期屋外工事の労務歩掛補正</p> <p>冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。</p> <p>(1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、<u>10月1日以降に入札する工事</u>で、<u>工期が当該年度の3月31日までの期間にあって</u>、かつ、11月1日から、3月31日までの期間が全工期日数の2分の1を越える屋外工事について補正の対象とする。</p> <p>ただし、下記工種等については適用しない。</p> <p>1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事</p> <p>2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生(ただし、コンクリート防寒仮囲い設置・撤去作業には適用する)、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事</p> <p>3) 交通誘導警備員</p> <p>(2)～(9)【省略】</p> <p>4【省略】</p>	<p>字句の改正</p>